

政 委 第 3 0 号

平成 22 年 11 月 26 日

農 林 水 産 大 臣
鹿 野 道 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人水産総合研究センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業
の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「農林水産消費安全技術センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 食品関係等業務の人員配置の適正化

食品関係等業務のうち食品表示監視業務の科学的検査については、7センター等（本部を含む。）において、年間6,000件程度実施しているが、各センター等間における担当職員1人当たりの検査件数（業務量）に差異がみられる。このため、食品関係等業務の他業務（登録認定機関立入調査業務等）の処理件数も勘案しつつ、配置人員の適正化を図るものとする。

2 相談窓口業務の見直し

相談窓口業務については、同様の業務を農林水産省（本省、地方農政局等）や独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）においても実施していることから、これら相談窓口との役割分担を明確にした上で、農林水産消費安全技術センターにおいては企業等からの技術的な相談のみを受け、相談業務を縮減するものとする。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応するものとする。

3 国民生活センター等との連携構築

農林水産消費安全技術センターは、食品表示監視業務を実施している。

一方、国民生活センターでは商品テストを実施しており、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）の評価結果において、「消費者行政の在り方（全般）」については「消

費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との連携を早急に構築」と、「商品テスト事業」については「関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える」とされている。

以上を踏まえ、農林水産消費安全技術センターと独立行政法人国民生活センター等の他の独立行政法人、他府省庁及び民間検査機関との具体的連携の構築に際しては、農林水産消費安全技術センターの技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築するものとする。

第2 役職員の身分

累次にわたる閣議決定に示された独立行政法人の見直しの考え方にかんがみ、農林水産消費安全技術センターの役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度の議論を踏まえ、必要に応じ改めて検証するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与

の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立

行政法人における内部統制と評価について」) 及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人種苗管理センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人種苗管理センターの主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 品種保護Gメンの役割の在り方

品種保護Gメンについては、育成者権者等の侵害に係る相談等から得られた情報のうち、植物に関する知的財産権制度が未整備の国に関するものについて、関係行政機関で共有するとともに、特に水際対策を実施する税関に対しては、定期的に情報提供を行うなど、積極的な協力体制を構築するものとする。

なお、品種保護Gメンの海外への派遣については、制度未整備国における啓発に十分効果が見込まれる対象に限定するとともに、十分効果が発揮できる方法により行うものとする。

2 種苗検査業務の配置人員の適正化

種苗検査業務については、現在、本所、北海道中央農場及び西日本農場の3か所で実施しているが、次期中期目標期間中において、実験室における品質検査をすべて本所へ集約化することとされていることから、北海道中央農場及び西日本農場については、配置人員の適正化を図るものとする。

3 調査研究業務に係る具体的な成果目標の設定

調査研究業務については、種苗管理の現場における業務の改善のための技術の改良や、試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことが主眼とされていることにかんがみ、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」においては、例えば、「DNA品種識別技術の調査研究を行うことにより検査に要する日数を〇〇日

間縮減することを目標とする」など、具体的な成果目標を明らかにするものとする。

第2 自己収入の拡大

余剰原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販売実績が、生産量の13%程度にとどまっていることから、販売量の増加について引き続き関係機関と協議し、自己収入の拡大を図るものとする。

また、加工業者に随意契約で販売しているでん粉用の余剰原原種及び規格外種苗については、一般競争入札を導入するなど契約方法を見直すものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人家畜改良センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 家畜の改良・増殖業務の重点化

家畜の改良・増殖業務については、都道府県・民間との役割分担を明確にし、都道府県にできることは都道府県にゆだねる、民間にできることは民間にゆだねる観点から、都道府県・民間との連携強化を図るとともに、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術と保有する多様な系統を活用した家畜改良の素材となる種畜の供給について、次のとおり重点化するものとする。また、事業規模についても厳しく見直しスリム化を図るものとする。

(1) 乳用牛

乳用牛については、泌乳量を重視した改良から泌乳持続性を重視した改良に転換するとともに、候補種雄牛の作出・貸付を行い、候補種雄牛の後代検定（雌牛の泌乳成績から候補種雄牛の遺伝的能力を推定するもの）を民間事業者に移行し、家畜改良センターは候補種雄牛の供給を行うという役割分担の一層の明確化を行うものとする。

また、民間事業者でも行われている国内酪農家からの候補種雄牛の買上げについては平成22年度末までに、候補種雄牛の後代検定への参加については25年度末までに廃止するものとする。

(2) 肉用牛

肉用牛については、近交係数上昇の抑制や脂肪交雑以外の形質も重視し、都道府

県・民間では取り組み難い遺伝的に多様な種畜の生産供給等に重点化するものとする。

(3) 豚

豚については、種雄として直接肉豚生産農家へ供給する業務を原則中止し、都道府県・民間への育種改良素材供給に重点化するものとする。

(4) 鶏

鶏については、優れた形質を持つ種鶏（都道府県や民間の種鶏生産者が行う地鶏などの特色ある鶏の作出を支援するために必要となるもの）の改良・供給に注力し、系統の絞り込みを図るものとする。

(5) その他の家畜

上記以外の家畜についても、その事業規模を厳しく見直しスリム化を図るとともに、改良・増殖業務の対象を独立行政法人として真に担うべき畜種に特化するものとする。

2 飼料作物に係る種苗の配布方法の見直し

飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務については、自給飼料の増産を推進し、飼料自給率の向上を図るため、飼料作物の優良品種（我が国の気候風土に適応し、高い生産性、病害抵抗性、耐倒伏性等の特徴を持つ飼料作物）の二代増殖（原原種子・原種子）を家畜改良センターで行い、増殖用の種子として配布を行っているが、特定の団体が配布を受けている状況であることから、競争性のある手続を経て配布を行うものとする。

また、配布先を決める際には、配布希望者が種苗増殖を行い、種子の農家への供給を行う計画や能力を有するか等十分に精査をした上で行うものとする。

3 種畜検査業務の都道府県への移管

種畜検査業務については、適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）により家畜改良センターが行っているが、

都道府県への移管にあたっては、移管する際のコストの事前検証と責任の明確化を前提に、都道府県の意見を聴きつつ、移管を進めるものとする。

4 調査研究業務の重点化

調査研究業務については、家畜改良センターが実施する家畜の改良や作物増殖に応用できる技術の開発に重点化するものとする。

また、家畜の改良や作物増殖の研究については、他の研究機関（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等）においても類似の研究を行っていることから、当該研究機関との連携強化を図り、役割分担を明確にした上で研究課題の重複を排除するものとする。

5 自己収入の拡大

家畜の改良増殖に係る精液、受精卵、種鶏等の譲渡価格及び飼料作物の種子配布の譲渡価格については、生産コストを考慮し、畜産経営等に及ぼす影響を踏まえ、また、民間市場価格等と比較して適切な価格の検証・設定を行い、自己収入の拡大を図るものとする。

また、精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、周知活動を強化するなどにより、競争性を更に高めるものとする。

第2 組織面の見直し

家畜改良センターは、福島県に本所を、全国に10牧場及び1支場を設置している。これらの本所及び地方組織については、上記第1の事務及び事業の見直しに併せて、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、組織体制を見直し、再編を行うものとする。

第3 保有資産の見直し

家畜改良センターは、社団法人家畜改良事業団に対し、無償で土地・建物を貸し付けている。また、社団法人ジャパンケネルクラブに対しては、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上直接には関係がない使用用途に、土地を貸し付けている。このため、保有資産の適切な管理を行う観点から、土地や建物等の資産を貸し付ける際には、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの、又は、公共的又は

公益的な見地から土地・建物等の利用が必要不可欠なものに限定するとともに、既存の貸付物件も含めて、貸付けに当たっては正当な対価を徴収するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の

確保に努めるものとする。

独立行政法人水産大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告 の方向性

独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究の見直し

水産大学校が行っている水産に関する学理及び技術の教授及び研究については、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るなど、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について検討するものとする。

その際、事業規模を縮減するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農業・食品産業技術総合研究機構」という。）、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「農業生物資源研究所」という。）、独立行政法人農業環境技術研究所（以下「農業環境技術研究所」という。）及び独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農林水産業研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 四法人の組織の在り方・業務の実施方法の抜本的見直し等

1 四法人の組織の在り方・業務の実施方法の抜本的見直し

農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、それぞれの法人が実施している試験及び研究業務が相互に密接に関連していることを踏まえ、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果（相乗効果）を発現させるため、また、管理部門の一層の効率化を推進するために、今後、事務及び事業の一体的実施を含めて、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直すものとする。

なお、これらの抜本的な見直しに当たっては、以下の効果が得られるよう留意するものとする。

- ① 農業分野の基礎研究、農業生産の現場が求める基盤的かつ先導的な応用研究並びに世界的な食料問題解決を通じて我が国の食料安定供給に寄与するための試験及び研究を総合的に行うことが可能となる。
- ② 「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に基づく農業政策上の課題に対応した課題解決型の研究開発を一層強力に推進することが可能とな

る。

- ③ 国内の消費者のニーズに的確に対応できる農業生産への貢献はもとより、国際的な食料需給の安定にも対応することにより我が国の食料安全保障に寄与する研究成果の創出が可能となる。

また、これらの抜本の見直しに当たっては、既存の組織体制を前提とするのではなく、他の法人の例を参考としつつ、相乗効果を最大限発現し、効果的・効率的に業務を行う新たな組織体制を一から構築することも検討するものとする。その際、既存の研究拠点、研究施設等について、その必要性を検証し、必要性のないものについては、廃止することを含めて検討するものとする。

2 試験及び研究業務の重点化等

これら四法人の試験及び研究業務の実施に当たっては、地球温暖化等地球規模課題への対応、農業・農村の6次産業化の推進、国際的な技術開発ニーズを踏まえた国際的な食料需給の安定及び我が国の食料安定供給などの農業政策上の重要課題に真に対応した試験及び研究に重点化するものとする。

研究課題の設定に当たっては、既存のもの継続ありきではなく、それを実施する必要性、緊急性、有効性等について厳格に検証し、継続の必要性がないと判断されるものはすべて廃止するものとする。なお、国際的な技術開発については、開発途上地域の農業には、多様な自然条件や社会経済条件・政策の下で、国・地域ごとに異なる技術開発の対象、目標が存在する。これらの技術開発を取り巻く様々な状況を的確に把握するとともに、相手方研究機関からの要望等を勘案した上で行うものとする。

また、研究開始後も、その必要性、緊急性及び有効性並びに進ちよく状況等を定期的に点検することにより、改廃を含めた検討を随時行うものとする。

さらに、試験及び研究業務の実施に当たっては、マネジメント機能の強化を図ることが必要であることから、既存の研究評価制度の充実はもとより、農林水産省が研究内容の評価を行う体制を整備し、農業政策上の課題を適時適切に研究課題に反映させる仕組みを構築するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 農業・食品産業技術総合研究機構の事務及び事業の見直し

(1) 農業・食品産業技術研究等業務の見直し

ア 農業・農村の多面的機能関係の研究の廃止

農業・食品産業技術研究等業務における試験及び研究業務については、上記第1に掲げるもののほか、以下の見直しを行うものとする。

行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）において評価結果が廃止とされた農業・農村の多面的機能関係の研究（農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発及び農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明）については、農業政策上喫緊の重要課題でなく、継続する必要性はないことから、平成22年度限りで廃止するものとする。

なお、次期中期目標期間中に農村振興等を目的とした社会科学系の研究課題を設定・実施する場合には、同系の研究課題による成果等が国民にとって分かりにくいものであるとされる場合もあることを考慮し、農業政策上の重要課題に真に直結し、かつ、国民に分かりやすい形でのアウトプットを見据えたものに重点化するものとする。

イ 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務の在り方の抜本的見直し

農業・食品産業技術総合研究機構では、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務として、農業者大学校を設置・運営している。この業務は、平成18年度に旧独立行政法人農業者大学校から農業・食品産業技術総合研究機構に移管され、その際、入学定員の削減（50人から40人）、修業年限の短縮（3年から2年）及びカリキュラムの抜本的な見直しが行われ、20年度から新たに実施されているものであるが、20年度から22年度までの入学者数はいずれも定員を下回っているところである。

したがって、この業務については、当委員会の「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成21年12月9日付け政委第35号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知）^(注)や、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）での評価結果も踏まえ、23年度入学者の新規募集

を停止しているところであり、今後、在学者に配慮しつつ、平成22年中にその在り方を抜本的に見直すものとする。

(注) 「平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」
(平成21年12月9日付け政委第35号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知) (抜粋)

- ・ 本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、平成18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された平成13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が平成18年度まで常態化（この間の定員充足率は40%～78%）していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、平成20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である平成20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている（定員充足率は78%）。これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。

しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

(2) 基礎的研究業務の見直し

ア 競争的資金事業（イノベーション創出基礎的研究推進事業）の見直し

農業・食品産業技術総合研究機構では、農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズについて実用化に向けて発展させるための研究開発を推進するために、競争的資金事業として、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」を行っている。

本事業については、農業・食品産業技術総合研究機構自体も資金配分を受けることが可能となっていることから、公平性、公正性の観点から国民の疑念を招かないようにするため、抜本的な見直しを行うものとする。

また、農林水産省においても、農林水産業・食品産業の発展のための施策推進や地域活性化に資する現場の技術的課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を推進することを目的とする競争的資金事業として、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を実施している。

今後、当該事業の実施主体については、国又は他の専門的機関等への一元化の

検討を行うものとする。

イ ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止

ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業については、開始から10年が経過し、いまだ普及に至っていない成果の多くが既に陳腐化しており、継続しても受託者による事業化が見込まれないことから、平成22年度限りで廃止するものとする。

なお、本事業の廃止に伴い、その実施のために保有している資産（約2億円相当（22年度末見込み））は、国庫に納付するものとする。

(3) 民間研究促進業務の見直し

平成18年度に開始した民間研究促進業務は、生物系特定産業技術に係る実用化段階の研究課題を民間企業等に委託し、その成果の事業化により得られる売上の一定額を納付させること（売上納付）により委託費を回収する仕組みとなっている。しかしながら、平成18年度に委託され既に研究が終了したものについては、22年度から売上納付が開始され、22年度中に売上納付を予定している企業があるものの、その額は売上納付計画額に対して約1割程度であり、21年度末現在、約19億円の繰越欠損金が生じている。

このため、本業務については、23年度から新規案件の募集・採択を停止し、次期中期目標期間中において、既存採択案件について確実な売上納付を促進すること等を検討するものとする。

(4) 特例業務の廃止

特例業務（株式の処分業務並びに債権の管理及び回収業務）については、特定関連会社の株式の処分が前倒しで可能となる場合には、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも27年度までに廃止するものとする。

なお、本業務の廃止までの間は、株式処分による資金回収の最大化を図ること等により、旧出資業務から継承した繰越欠損金（21年度末で約273億円）の圧縮を図るものとする。

(5) 農業機械化促進業務の見直し

ア 試験及び研究業務の見直し

農業機械化促進業務における試験及び研究業務については、上記第1に掲げるもののほか、以下の見直しを行うものとする。

本業務については、最終的には、農業生産現場での普及による作業負担の軽減、農業生産性の向上等によりその目的が達成されるものであるが、その研究成果については、実用化に至っていないものや、実用化されても普及実績に乏しいものが見受けられる。

このため、本業務については、民間企業、都道府県、大学等との役割分担を踏まえた上で、農業機械に関する課題に真に対応し、かつ農業生産現場で普及し得るものに特化するものとする。

イ 型式検査業務及び安全鑑定業務の見直し

農業機械の型式検査業務及び安全鑑定業務については、型式検査等の受検が任意であることにかんがみ、受益者負担の拡大を図るものとする。

2 自己収入の拡大（農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）

(1) 特許収入に比し、権利維持費用が非常に高い状況がみられることから、特許収入につながる可能性の判断を厳格にする等により、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の増加を図るものとする。また、次期中期目標においては、法人の自己収入増加及び研究者のインセンティブ確保の観点から、現行中期目標において指標としている特許出願数に加え、特許実施許諾数も指標に加えるものとする。

(2) 農業生物資源研究所の放射線育種場の依頼照射については、現在、独立行政法人と国立大学法人に対して無料としているが、自己収入確保の観点から、有料化に向けた検討を行うものとする。

第3 農業・食品産業技術総合研究機構の組織面の見直し

1 小規模研究拠点等の見直し

研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、現行の研究拠点（主要拠点16か所、小規模拠点28か所）のうち、小規模研究拠点6か所については、次期中期目標期間中に、近接する研究拠点との一元化等を図り、統廃合を行うものとする。

また、その他の研究拠点についても、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、地元の理解を得つつ必要性のない研究拠点については廃止するものとする。

2 生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所の見直し

現行の生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所については、事務・事業の効率的な実施及び賃借料等の経費の大幅な削減の観点から、農業・食品産業技術総合研究機構本部（つくば市）との統合を含めて東京23区外への移転を検討した上で、平成23年度中に移転を実施するものとする。

3 産学官連携推進本部東京リエゾンオフィスの見直し

現行の産学官連携推進本部東京リエゾンオフィスについては、事務・事業の効率的な実施及び賃借料等の経費の大幅な削減の観点から、農業・食品産業技術総合研究機構本部（つくば市）との統合を含めて東京23区外への移転を検討した上で、平成23年度中に移転を実施するものとする。

第4 保有資産の見直し

1 農業・食品産業技術総合研究機構の保有資産の見直し等

(1) 保有資産の見直し

農業・食品産業技術総合研究機構が保有する資産の中には、利用率が低調な宿泊施設及び研修施設等がある。

また、試験及び研究業務のために保有している資産の中にも、北海道農業研究センターが研究課題「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」の実施のために保有している「大型機械テラドス」のように、研究実施のために必ずしも必

要のないものもある。

このため、次期中期目標期間中においては、利用率の向上等が見込めず必要がないと判断される保有資産については早急に処分するものとする。

(2) 施設及び設備整備の見直し

農業・食品産業技術総合研究機構が整備している施設及び設備の中には、行政刷新会議の事業仕分け（第2弾）において、「売却するなど処分すべき」などと指摘された「3Dドーム型景観シミュレーションシステム」のように、業務遂行のために必ずしも必要のないものが整備されている例がある。

このため、次期中期目標期間中の施設及び設備の整備に当たっては、国費の効果的かつ効率的な使用の観点から、①整備しなければ研究推進が困難なもの、②老朽化が著しく、改修しなければ研究に支障を来すもの、③法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なもののみ整備を行うものとする。

また、既に整備した施設及び設備においても、業務遂行のために必ずしも必要がないと判断されるものについては早急に処分するものとする。

2 農業生物資源研究所の放射線育種場の寄宿舎の廃止

放射線育種場の寄宿舎については、利用率が非常に低く、年間の運用経費約100万円を掛けて維持する必要性はないと考えられることから、廃止するものとする。

3 国際農林水産業研究センターのオープンラボ施設の利用促進

研究拠点にあるオープンラボ施設「^{しよ}島嶼環境技術開発棟」は、^{しよ}亜熱帯・^{しよ}島嶼の土壌を対象とした自然条件下での研究が実施可能な世界的に見ても類のない施設であり、その環境条件における土壌流亡防止技術や海域の汚染防止技術等の開発に有効なものである。しかしながら、現行中期目標期間中の利用実績は年々減少している。

このため、本施設については、ニーズを把握し、大学や研究機関に積極的に研究の実施を提案するとともに、周知・広報活動を積極的に行うなどして利用促進を図るものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第4に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第2に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化等

(1) 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化

森林総合研究所の森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題の重点化を図るものとする。

その際、公立林業試験場等との役割分担を踏まえ、独立行政法人が真に担うべき業務に限定し、森林総合研究所としての独自性を発揮するものとする。

(2) 「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究の廃止

上記(1)の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止するものとする。

(3) 地球温暖化対策の研究課題の役割分担

森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、環境分野の研究における森林・林業部門の占める割合が大きく、また、他の研究機関においても関連する研究が行われていることから、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。

2 水源林造成事業の見直し

水源林造成事業においては、事業に係る経費の財源の一部が借入金で賄われ、その借入金の償還財源は、分収造林契約による将来の造林木販売収入を充てることを見込んでいる。一方、造林木販売収入の基礎となる立木価格は、近年下落傾向が続いており、将来の借入金償還財源の不足が懸念されることから、水源林造成事業に係る経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底するものとする。

3 特定中山間保全整備事業の廃止

特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

4 農用地総合整備事業の廃止

農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するものとする。

5 林木原種（種苗）の配布収入の拡大

都道府県に配布をしている林木の原種の配布価格については、現在、林業用種苗の市場価格と同程度の価格設定としているところであるが、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、生産コストの検証も行った上で価格の設定を行い、林木原種の配布収入の拡大を図るものとする。

6 特許収入の拡大

特許収入に比し、権利維持費用が高い状況がみられることから、特許収入につながる可能性の判断を厳格にする等により、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図るものとする。

第2 組織等の見直し

1 試験林の設置の見直し

全国93か所に設置している試験林について、平成22年度までに3割削減を予定（21年度までに24か所廃止）している。引き続き、研究課題の変更等に併せて試験林の設置の見直しを行うものとする。

2 森林農地整備センターの現場組織の縮減・廃止

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行うものとする。

3 森林農地整備センター本部及び関東整備局の見直し

森林農地整備センター本部及び関東整備局については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林総合研究所本所との統合を含め、移転・共用化を検討したうえで、行うものとする。

4 地方整備局及び水源林整備事務所の見直し

水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、地方整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、森林総合研究所支所（5か所）等の施設との共用化を検討するものとする。

5 水源林造成事業の実施主体

当分の間、森林総合研究所で継続実施することとされている水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を出すものとする。

第3 保有資産の見直し

1 実験林の見直し

連光寺実験林（多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は、国への返納措置又は売却を行うものとする。また、連光寺実験林は、国への返納措置又

は売却を検討するものとする。

2 奈良水源林整備事務所の見直し

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、上記第2による見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討するものとする。

3 職員宿舎の見直し

職員宿舎8号（杉並区）、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行うものとする。また、その他の職員宿舎については、事業の縮小に伴う人員の状況に応じ、必要性の乏しいものについて、順次、国への返納措置又は売却を行うものとする。

4 いずみ倉庫

いずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。

独立行政法人水産総合研究センターの主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性

独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 試験研究・技術開発業務の見直し

1 試験研究・技術開発業務の重点化

水産総合研究センターの試験研究・技術開発業務については、水産物の国民への安定供給と漁業経営の安定化のための①資源管理の確実な推進、②沿岸漁業振興を図るための沿岸域生産性の向上、③環境に配慮した養殖生産技術の革新、④水産業の発展と安全・安心な水産物の安定供給、⑤資源管理に不可欠な資源・海洋モニタリングなど、水産行政上の喫緊の課題に的確かつ効果的に対応するための研究課題に重点化するものとする。

その際、民間企業、都道府県及び大学等との役割分担を踏まえ、水産総合研究センターが真に実施する必要性のあるものに限定するとともに、試験研究・技術開発業務の重点化により、費用の縮減を図るものとする。

2 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」の廃止

「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」については、調査研究の重点化の観点から、平成22年度限りで廃止するものとする。

3 研究課題設定の見直し

研究課題の設定に際しては、既存のものに継続ありきではなく、それを実施する必

要性、緊急性、有効性等について厳格に検証し、継続の必要性がないと判断されるものはすべて廃止するものとする。

また、研究開始後も、その必要性、緊急性及び有効性並びに進ちよく状況等を定期的に点検することにより、改廃を含めた検討を随時行うものとする。

第2 地方組織等の見直し

1 各研究所と栽培漁業センターの事務及び事業の一体的実施

水産総合研究センターでは、現在、全国に9研究所及び10栽培漁業センターを設置している。

各研究所の実施する試験・研究開発業務と、各栽培漁業センターの実施する種苗生産・放流技術開発業務とは相互に密接に関連し合うものであり、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果（相乗効果）を発現させるために、また、管理部門の一層の効率化を推進するために、次期中期目標期間中に各研究所と各栽培漁業センターの事務及び事業の一体的実施を行うものとする。

なお、事務及び事業の一体的実施に当たっては、既存の組織体制を前提とするのではなく、一体的実施による効果を最大限発揮し、費用の縮減を図るものとする。

2 さけ・ます事業所の見直し

さけ・ますのふ化・放流事業（個体群維持のために必要なもの）の実施のために、さけますセンターに15事業所が設置されているが、これらの事業所については業務の効果的・効率的な遂行の観点から、水産研究所との組織の一元化を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っている事業所については近隣の事業所への統合を図るものとする。

第3 保有資産の見直し

1 小型の漁業調査用船舶の見直し

水産総合研究センターでは、現在、漁業調査船9隻及び小型の漁業調査用船舶28隻を保有している。

これらのうち、小型の漁業調査用船舶については、費用対効果を検証の上、不要なものの廃船について検討を行うものとする。

2 宿泊施設の見直し

水産総合研究センターが保有する資産の中には、利用率が低調な宿泊施設等があることから、次期中期目標期間においては、これらの宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止も含め検討を行うものとする。

3 海洋資源開発勘定で保有する金融資産の見直し

水産総合研究センターの海洋資源開発業務においては、漁獲量の減少による自己収入（漁獲物の販売収入）の減少時に業務遂行に支障を来さないようにするため、平成21年度末現在、約21億円の金融資産（国債）を保有しているが、平成15年10月の旧認可法人海洋水産資源開発センターとの統合以降、各年度の当期総損失の処理のためには一度も使用されていない。

このため、当該金融資産については、真に保有する必要がある緩衝財源（約10億円）を除き、国庫に納付するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。